

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	合志市 生活保護システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	合志市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。 また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課 社会福祉班
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月14日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月14日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、生活保護システムにより行うこととして行っているところ、あらかじめ生活保護システムにおいて対象者が同意した場合にのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。主に対象者の年金情報の確認をすることが多いが、必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月1日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月5日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年3月1日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成30年1月31日	「Ⅰ関連情報5.評価実施機関 における担当部署②所属長	福祉課長 後藤 圭子	福祉課長 三苫 幸浩	事後	
平成30年1月31日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成29年2月28日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成30年1月31日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年2月28日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	Ⅵリスク対策	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第7項 別表第二 第26号	番号法第19条第8項 別表第二 第26号	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	「Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年12月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和3年12月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和6年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和5年3月14日時点	令和6年3月14日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅰ関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第15号	番号法第9条第1項 別表 第23号	事後	
令和7年2月26日	「Ⅰ関連情報」 4.情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第8項 別表第二 第26号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 42の項	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和6年3月14日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和6年3月14日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅳリスク対策」 8.人手を介 入させる作業	なし	新様式への変更	事後	
令和7年2月26日	「Ⅳリスク対策」 11.最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	新様式への変更	事後	